

## 第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

### 注

- 1 この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。
- 2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

### 備考

- 1 第1類及び第2類において馬には、しま馬を含まない。
- 2 第1類から第16類までにおいて牛には、水牛を含み、豚には、いのししを含む。